

第 4 号

令和3年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和4年度	千円 6,880
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和4年度	5,700
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和4年度	5,620
熊本北部流域下水道管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	4,166,917
	年次別内訳	
	令和4年度	818,626
	令和5年度	866,423
	令和6年度	802,166
	令和7年度 令和8年度	830,614 849,088
球磨川上流流域下水道管理運営業務	令和4年度 ～令和8年度	876,310
	年次別内訳	
	令和4年度	174,236
	令和5年度	179,563
	令和6年度	170,713
	令和7年度 令和8年度	169,416 182,382

八代北部流域下水道管理運營業務	令和4年度 ～令和8年度	千円 1,015,685
	年次別内訳	
	令和4年度	206,786
	令和5年度	214,992
	令和6年度	209,588
	令和7年度	192,930
	令和8年度	191,389

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲島郁夫